

暴力団対策室だより

▶ 暴力団排除条例の適用状況

《暴力団排除条例とは？》

愛媛県では、暴力団の排除を推進し、県民の安全で平穏な生活を確保するとともに社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、愛媛県暴力団排除条例が制定され、平成22年8月1日から施行されています。

更に、令和2年の改正公布により

- ① 公の施設の利用における措置の新設
- ② 青少年に対する禁止行為の新設
- ③ 暴力団事務所の開設及び運営禁止区域の追加改正
- ④ 他人の名義利用禁止等の新設
- ⑤ 特定事業者（旅館、ホテル、ゴルフ場）の講ずべき措置

の5項目が強化され、令和3年1月1日から施行されています。

《暴力団排除条例適用状況》

愛媛県公安委員会は、愛媛県暴力団排除条例が施行された平成22年8月1日以降、令和6年末までに、

- ・ 勧告事例 14件
(利益供与違反10件、祭礼等の禁止行為違反4件)

における、

- ・ 勧告対象者 70人
(暴力団員16人、事業者44人、神輿等の運行責任者10人)

に勧告を実施しています。

《過去5年間の勧告実施件数》

	R2	R3	R4	R5	R6
利益供与違反	0	0	0	1	0
祭礼等の禁止行為違反	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	1	0

《条例適用事例》

- ・ ガソリンスタンド事業者が、暴力団員の自動車を無料で洗車し、利益を供与した行為
- ・ 秋祭りにおいて、神輿の鉢合わせ際に、暴力団員をかき夫として神輿の運行に参加させた行為
- ・ 秋祭りにおいて、暴力団事務所を神輿の御旅所にする等、暴力団員を神輿の運営に関与させた行為
- ・ 暴力団が資金源として販売する門松を購入し、暴力団員に利益を供与した行為
- ・ 風俗店経営者が用心棒名目で暴力団に現金を供与した行為
- ・ 暴力団員がゴルフ場を利用するにあたり他人名義を利用した行為